

広報

# 佐那河内

題字：山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民)

写真：写真家 米津光

2025 July / No.628

7月号

佐那河内村広報誌

令和7年7月15日発行



さち香る 風の谷



SANAGOCHISON

5.10 [土曜日]

## 祝！全国中学生ハンドボールクラブカップ2025 出場

香川県で行われた「全国中学生ハンドボールクラブカップ2025四国予選」で、佐那河内中学校2年生の日下葵さんが所属する「徳島ハンドボールクラブJr.Youth」（徳島県内の中学生で構成される女子ハンドボールチーム）が見事優勝し、8月5日から岩手県で行われる全国大会に出場します。日下さんは、中学校入学後からハンドボールを始め、現在はポスト（相手ディフェンスを引きつけ、味方の攻撃をサポートする役割）を務めているそうです。

日下さんからは「勝利以外は見えてないです！」と力強い決意の声をいただきました。全国大会での活躍を期待しています。



5.21 [水曜日]

## 徳島県農業共済組合より農業経営収入保険料補助金に対する感謝状が贈呈されました

佐那河内村では、農業振興の一環として、農業者の収入減少を幅広く補償する農業経営収入保険の加入者に対して、令和7年度から保険料の一部を補助しています。

この支援に対して、徳島県農業共済組合の安藝通彦組合長理事から感謝状が贈呈されました。

農業経営収入保険料補助金の詳細については産業環境課までお問い合わせください。



6.8 [日曜日]

## 第40回全日本壮年ソフトボール大会 徳島県予選 準優勝

吉野川北岸ソフトボール場で行われた「第40回全日本壮年ソフトボール大会徳島県予選」で、本村の伊藤武弘さん、山川佳郎さん、梶本佳史さんが所属する「WEED」が準優勝しました。

WEEDは徳島県代表として9月13日(土)から鹿児島県南九州市で行われる「全日本壮年大会」に出場します。ベストを尽くして頑張ってください！



6.9 [月曜日]

## ハウスすだち立木審査会

村農業振興協議会がハウスすだちの立木審査会を行いました。

当日は県やJA職員など、11人の審査員が村内の園地9か所を回り、果実の成り、剪定、防除の3項目について審査を行いました。審査員からは、病害虫の広がりも見られず、どのハウスもきれいに手入れできており、果実の出来も良く、ハイレベルであったとの講評がありました。審査結果は次のとおりです。

最優秀賞 市村 尚 さん

優 秀 賞 佐々木和男 さん / 安喜正道 さん



6.22 [日曜日]

## 第66回徳島県合唱祭に参加しました

26団体が参加した第66回徳島県合唱祭があわぎんホールにて開催されました。佐那河内合唱団は元佐那河内中学校音楽教諭の高橋裕美子先生のご指導のもと、佐那河内中学校卒業生4人の応援もあり、17人が参加しました。村内ピアニスト梶本美紗子さんによるピアノ伴奏のもと「汽車ポップ」 「銀色の道」の2曲を歌いました。今年度は男性1人、女性2人の団員も増え、張り切っています。



6.29 [日曜日]

## 大川原草刈り作業へのご協力ありがとうございました

本格的なあじさいの開花を迎え、公民館主催で大川原高原あじさい園の草刈り作業を行いました。当日は公民館役員・運営委員のみなさまを始め、村民のみなさま、四電エンジニアリング(株)並びに(株)ユーラス エナジーホールディングスのみなさまにもご参加をいただき、約60人での作業となりました。

あじさい園は村の誇る観光地の一つとして、たくさんの人のご協力により整備されています。今回も大変美しくなりました。暑い中ご協力いただき、ありがとうございました。



6.7 [土曜日] - 6.22 [日曜日]

## 徳島県中学校総合体育大会中部ブロック大会・ 県中学校陸上競技大会

今年も夏の陽射しの中で、全力を尽くす子どもたちのまなざしと熱い応援が輝く季節がやってきました。

中部ブロック大会および県中学校陸上競技大会が開催され、佐那河内中学校からも多くの生徒が出場しました。ソフトテニス部はむつみセンターコートで、卓球部はトモニアリーナで、陸上部は鳴門ポカリスエットスタジアムで、佐那河内VCは南部中学校で、それぞれ熱戦を繰り広げました。

特に3年生にとっては、3年間の努力の集大成となる大会です。仲間とともに練習を重ね、支えてくれた先生やご家族への感謝の思いを胸に、それぞれの競技に全力で取り組みました。あたたかい声援が大きな力となり、生徒一人ひとりの背中を押してくれました。

ソフトテニス部では、団体3位の好成績をおさめ、個人戦では堺碧音さん(2年)・堺数音さん(1年)ペアが見事優勝、中一子龍さん(2年)・山上真広さん(2年)ペアがベスト8、佐那河内VCはベスト4に入り、それぞれ県総体への出場を決めました。

勝敗以上に、生徒たちはこの大会を通して大きく成長しました。代表として県大会へ進む生徒たちも、仲間たちの思いを背負いながら、また新たな目標に向かって挑戦を続けてくれることと思います。

これからも地域のみなさまの温かい応援をよろしくお願いします。



6.13 [金曜日]

## 小中合同遠足

大阪・関西万博に行って楽しく活動してきました。中学生は、班ごとに行動し、海外の人に積極的に声をかけ、佐那河内を紹介する姿も見られました。小学生は、スタンプカードを手に、さまざまなパビリオンや体験コーナーを回りました。最後は、大屋根リングの上から、景色を眺めました。

万博ならではの最先端の技術や未来の社会を感じられる展示を体感し、子どもたちにとって忘れられない思い出となりました。



# 関東佐那河内



令和5年度総会の様子

佐那河内村では関東圏に在住している村出身者が交流を深め、ふるさと佐那河内村を応援してくださる関東佐那河内がごいます。

関東佐那河内では村内のみなさまのご友人やご家族、ご親族で関東圏に在住し、会員になっていただける人の情報を募集しています。

ぜひご紹介くださるようお願いいたします。

本年度総会は8月22日(金)に東京で開催されます。

お問い合わせ ● 企画政策課

## 社会を明るくする運動

### ■ “社会を明るくする運動”とは？

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和7年で75回目を迎えます。

### ■ 更生保護を支える人

～たくさんの人たちが支援に関わっています～



#### 保護司

保護観察を受けている人の更生を助ける面接や相談、就労支援などの立ち直り支援や、地域住民への啓発活動、地域における犯罪予防活動を行います。

#### BBS会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

#### 更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。

#### 協力雇用主

犯罪・非行歴のために仕事に就くことが容易でない人の事情を理解し、雇用することで立ち直りを支援する民間の事業者です。全国で約25,000の事業所が協力しています。

佐那河内村では、保護司3人、更生保護女性会7人が活動しています。

お問い合わせ ● 徳島保護観察所 電話：622-4359  
● 徳島地区更生保護サポートセンター 電話：625-6063

# 議会だより

— 令和7年第2回(6月)定例会 —

令和7年第2回定例会は、6月12日開会され、令和6年度各会計専決承認案件6件、補正予算案件3件、条例案件4件、人事案件1件、契約案件1件、単行案件1件、報告案件1件、議員提出議案1件の合わせて18件の審議を行い、原案どおり承認、可決、受理し、6月20日に閉会しました。

## 現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

### 物価高騰対策

5月23日付総務省の消費者物価指数の発表によりますと、4月の物価指数が1年前に比べ3.6%の上昇となりました。

依然として、物価高騰は継続していることから、昨年度の「5千円分の商品券」の配布に引き続き、今年4月に「6千円分の商品券」を配布しています。

あわせて、昨年度の燃油価格の高騰を受けて、「施設園芸の燃油高騰に対する支援」も行っています。

また、施設園芸農家に対する支援だけではなく、農業者全体への支援として、収入減少リスクに備える農業経営収入保険の加入者に対して、本年度より、保険料の10分の1を、さらに認定農業者及び認定新規就農者には、5分の1を補助しています。

### 村の医療体制の確保

高樋保健センターを診療所として活用するため、「保健センター内診療所改修設計業務」として設計を行っているところです。

設計業務完了後には速やかに改修工事の発注を進め、診療所

の早期開設をめざしていきます。

### 高齢者等の外出支援

従来より、自ら自動車の運転ができない高齢者等のみなさまの外出支援策として、タクシー運賃の助成を行っていましたが、4月から1回あたりの助成限度額を2千円から3千円に引き上げ、ご利用のみなさまの負担を軽減し、社会参加が促進されるように支援を行っています。

### 中央ヘリポートの運用開始

中央運動公園グラウンド、大川原高原ヘリポート、佐那河内村役場ヘリポートに加え、4か所目の「中央ヘリポート」の運用を令和7年4月1日から開始しました。

なお、佐那河内村役場ヘリポートは、災害など発生時におけるヘリポートとしての利用に加え、平時には、来庁者用駐車場やイベントスペースとして活用する予定です。

### 主要事業

#### 「仕事・雇用を創出する」

令和5年度より、地域おこし協力隊の制度を活用し、「さくらももいちご」の担い手確保に努めてきました。

この4月、2年間の研修を終了した第1期地域おこし協力隊が、いちご農家として就農しました。

現在、第2期、第3期地域おこし協力隊の2人も研修を行っ

ており、引き続き、担い手の確保に努めていきます。

鳥獣被害対策については、近年、有害鳥獣による農産物への被害が甚大になっており、令和5年度より「阿波のわな名人戦」を開催するなど対策を講じてきましたが、なかなか被害が減少していません。

そこで本年度から、イノシシの報奨金増額や、ハクビシンなど小動物への報奨金新設など、報奨金の拡大を行うとともに、例年4月15日からだった有害捕獲許可を、今年度は4月1日に前倒しして捕獲期間を長くするなど、更なる鳥獣被害対策に取り組んでいます。

また、有害獣による、農地への侵入状況および被害状況の把握を図るため、動物の熱を感知して自動で撮影できる「トレイルカメラ」を役場で購入し、希望する農家のみなさまに貸出を行います。

さらに、「鳥獣資源の利活用」「わな猫による鳥獣類の駆除」「住民への鳥獣被害防止指導」などの目的で、本年5月より、鳥獣害対策に携わる地域おこし協力隊を雇用しています。

農業を主要産業とする本村において、鳥獣被害対策は最重要課題の一つであり、今後もしっかりと取り組んでいきます。

#### 「新しいひとの流れをつくる」

中尾谷地区の宅地造成は、最終となる8区画の造成工事が、残り舗装工事のみとなったため、6月2日より村内向けに先行予約受付を行っており、現在、5件のお問い合わせと、2件の

予約申込をいただいています。  
 今回の分譲により、既に分譲済の4区画とあわせ、中尾谷地区での全12区画分の分譲地は完成しました。

今後、本事業の結果を検証するなかで、宅地造成に対するさらなるニーズがあると判断される場合は、新たな分譲地の造成についても検討していきます。

昨年に引き続き、大川原高原を舞台とした自転車競技「さなごうち大川原高原ヒルクライム2025」を「漕いでゆけ、天空の絶景へ」をキャッチフレーズに、11月16日(日)に開催します。

あじさい市が主催する「あじさい祭り」については、7月6日(日)に開催するとのことであり、前日5日(土)に、前夜祭として「星空観望会」を開催します。

### 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

6月13日、小中学校の児童・生徒が教育旅行として、大阪・関西万博に行きます。

入場料は、徳島県の補助制度を利用するため無料ですが、バス代などは保護者負担となること、また、通常の遠足に加えての教育旅行となることから、保護者の負担が重いことを勘案し、1人当たり2,500円を超える旅費の全額を村が補助します。

学校給食費については、昨年度より、学校給食の無償化を実施していますが、牛乳や米などの価格高騰により、現状の、小学生340円、中学生370円では提供が厳しい状況となっています。

そのため、村としては1食あたり50円を値上げし、引き続き「質の高い給食」の確保を図ることとしました。値上げによる保護者への負担は全額、村の補助とし、引き続き、学校給食の無償化に取り組み、子どもたちの健やかな成長と教育環境の充実を図っていきます。

本年度より本村の出身者が里帰り出産をする際に、小学校就

学前の児童を保育所で預かる「里帰り出産・預かり事業」を開始しました。現在1人の児童をお預かりしています。

また、本年度より、不妊治療費助成事業・不育症検査費用助成事業を開始しました。

子どもを持ちたいという人が、安心して不妊治療や不育症に関する検査・治療を受けられるよう、高額な本人負担額に対する助成を行います。

悩まれている若い世代の経済的負担の軽減を図り、出産を支援していきます。

### 「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

庁舎跡地などの整備については、建築士から、敷地内で仮設設備が建設可能であり、一体とした建設が有利であるなどのご助言をいただいたことから、一体の建物として建設することとし、5月の広報佐那河内でもその旨をお知らせしたところです。

建設施設の規模などの「整備方針」については、内容がご説明できるようになった段階で、広報していきます。

さなごうち新ものがたり創出事業については、令和5年度・6年度の2年間にわたる阿波学会総合学術調査も終了し、調査報告書である『阿波学会紀要』が刊行され、4月には、その成果の一端を紹介するため「歴史講座」を開催したところです。

また、5月13日から27日まで「荒井賢治の世界『限界集落』再び」展を開催し、期間中、延べ1千人を超えるみなさまにご観覧いただきました。

5月14日から25日までの間、板野町の徳島県立総合教育センターで、「さなごうち今昔物語」展を開催しました。

また、村の文化資産を手軽にご理解いただくために創刊しました「さなごうち学ブックレット」につきましても、マスコミなどでも取り上げられ好評を得ました。

1冊目『佐那河内村の石造物』に続きまして、2冊目となる『佐那河内村の地形と地質』の発行準備も進めており、近いうちにみなさまにご覧いただけるようになるものと考えています。

今後も、村人みんなで地域資源を見直し、掘り起こし、最大限に活用することを基本に、さまざまな取り組みを通じて、子や孫世代へとつなぐ、新しい村づくりプロジェクトを推進していきます。

## 専決承認案件

### 議案第25号(専決第1号) 令和6年度佐那河内村一般会計補正予算(第9号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ3億491万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億9,414万9千円とするもの。

### 議案第26号(専決第2号) 令和6年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ6,173万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,011万9千円とするもの。

### 議案第27号(専決第3号) 令和6年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ3,943万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億414万1千円とするもの。

### 議案第28号(専決第4号) 令和6年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)にかかる専決処分の承認について

歳入歳出それぞれ57万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,358万7千円とするもの。

## 議会だより

**議案第29号（専決第5号） 令和6年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）にかかる専決処分の承認について**

歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,200万円とするもの。

**議案第30号（専決第6号） 佐那河内村税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について**

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率の、区分の見直しなどについて、佐那河内村税条例の一部を改正するもの。

### 補正予算案件

**議案第31号 令和7年度佐那河内村一般会計補正予算（第1号）について**

歳入歳出それぞれ395万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を33億6,795万2千円とするもの。

村道維持補修工事などを増額するもの。

**議案第32号 令和7年度佐那河内村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について**

資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ1,662万円増額し、1億138万円とするもの。

**議案第33号 令和7年度佐那河内村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について**

収益的支出の予定額を、33万円増額し、1億5,304万5千円とするもの。

### 条例案件

**議案第34号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について**

公益的法人等への派遣対象となる職員について改正を行うもの。

の。

**議案第35号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

宿泊料金の高騰、その他の社会経済情勢の変化、および国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行などを踏まえ、特別の事情などがある場合の、旅費支給について改正を行うもの。

**議案第36号 佐那河内村税条例の一部を改正する条例について**

地方税法の一部改正に伴い、村民税の控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加などの改正を行うもの。

**議案第37号 佐那河内村大川原高原ログハウス迎光閣の設置及び管理に関する条例の廃止について**

佐那河内村大川原高原ログハウス迎光閣を廃止することに伴い、条例を廃止するもの。

### 人事案件

**議案第39号 監査委員の選任について**

村議会議員の中から監査委員を新しく選任するもの。  
（監査委員：石本哲也）

### 契約案件

**議案第40号 佐那河内小中学校用タブレット端末購入物品購入契約の締結について**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格700万円以上の財産の取得に係る物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるもの。

### 単行案件

**議案第38号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について**

同事務組合を組織する、地方公共団体の名称変更に伴う、規約変更について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるもの。

### 報告

**報告第1号 令和6年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について**

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度会計に係る繰越計算書を報告するもの。

### 議員提出議案

**発議第1号 平岡淳議員に対する議員辞職勧告決議（案）について**

平岡淳議員の司法書士法違反について、厳粛に受け止め、自らの意志と責任により議員の職を辞するよう勧告するもの。

### 一般質問

井開 一文 議員

#### 1. 改正戸籍法について

**質** ①戸籍に読み仮名が追加される改正戸籍法に対し、いろいろな問題にどのように対応しているか。  
②財政的に、どのくらいの負担を考えているのか。

**答** ①氏名の振り仮名について、基本的には現在使用している読み方を振り仮名として記載するものと考えています。通知

書の振り仮名が認識と違う場合などは届出をお願いすることになります。一般的な読み方である場合は、届出をいただきますとそのまま受理することになります。

しかしながら、氏名の読み方として一般的な読み方ではない読み方をしている届出の場合は、読み方が通用していることを証する書面として、その読み方が使われていることを示す預金通帳や健康保険証などの資料を、届出と併せてご提出いただくこととなります。

特に、出生届など新規の振り仮名について、一般的な読み方に疑義があった場合は、法務省からの通達に基づき、届書に一般の読み方である説明の記載や一般の読み方であることについての説明を記載した書面の提出を求め、受理・不受理の判断をしたいと考えています。しかし、判断がつかない場合、これについては徳島地方務局に受理照会を行い、適切に処理したいと考えています。

②今年度の委託費については全額国の補助金で対応する予定であり、委託費の計1,322万9,480円は全額国費となっています。システム改修などの委託費については全て国の補助金で対応できていますが、郵送代や問合せ対応、戸籍への記載など、本村が直接行う事務に要する人件費については上限があり、補助金が打ち切られています。

最終的な郵便の通数や人件費の精算がこれからですので概算となりますが、95万円程度が村単独の費用となる予定です。

## 1. 生成AI導入について

**質** ①AIを使って実証実験を試みてはどうか。

②全国半分の市区町村が導入に向けて検討しているが、村ではどのように考えているのか。

**答** ①生成AIの導入、運用、利用に係るメリット・デメリ

ットに加え、リスクや財政負担などを踏まえつつ、近隣市町との情報共有や連携を深めながら、試験的な活用について検討します。

②生成AI導入にはメリットがある一方で、デメリット、リスクや財政負担の問題もありますので、村にとってどのような業務が向いているのか、どのような業務に導入が可能なのかについて、先進事例の研究や導入済みの自治体との情報の共有や連携を図りながら、まずは試験的な活用について検討します。

## 平岡 淳 議員

### 1. 職員の採用について

**質** ①10年前、現在より少ない職員数で200人多い村民を支えてきたことに対して、どう思うのか。

②10年後の人口推移及び職員採用についてどう考えるのか。

③現在の人員は適当だと考えているのか。

④会計年度任用職員の採用を全協で報告すべきではないのか。

**答** ①この10年間の取組を振り返ると、救急24時間体制整備、佐那のいちご塾の取組、充実した英語教育・先進的なICT教育・ふるさとの人材を育成するふるさと学習を3つの柱とした小中一貫教育の推進、宅地造成事業・村営住宅建設事業の推進、ふるさと納税返礼品の充実、マイナンバー制度の導入推進、公営企業会計の導入など、新たな事業・施策の実施や取組の拡充を行っており、そのような事業などを推進するためには必要な職員数であると考えています。

②総務省より最新の指標である第11次定員モデルが、今年度以降公開されることが決まっております。新たな指標を参考にしつつ、今後人口が減っていく中で本村が注力すべき事業などを十分に検討しつつ、職員の定年引

上げなども考慮した採用計画、定員管理を検討します。

③各所属の事務分掌は、その時点において最も効率的に業務が行われるように定めており、10年前の各課の人数と比較しても、業務内容の変更があることから、一概に妥当かどうかを申し上げられません。現在村では人口減少、少子高齢化の進展に伴い、様々な取り組むべき課題などが多くあります。村全体の職員数については、こうした課題などの一つ一つに向き合い、解決に向け取組を進めるために、必要かつ適正な職員数と考えています。

④行政の透明性、議会への説明責任を果たす観点から、これまでの当初予算編成時、成果報告書時の報告に加え、年度当初において全体の状況をご報告することも検討します。

### 2. 跡地利用について

**質** ①アンケートの建物の床面積と総工費は、どこから算出されたのか。

②新建物の利用頻度を述べよ。

③イエローゾーンがあるから新庁舎を移転したのではないのか。

④村民に対するアンケート、説明会はしないのか。

⑤生活インフラの整備より新建物が大切なのか。

**答** ①床面積と総工費は目安として示したものです。費用単価は、佐那河内村公共施設等総合管理計画に記載されている単価、建替えの場合1㎡当たり40万円、大規模改修1㎡当たり25万円に基づいて試算しました。

しかし、ここ数年の建設物価の高騰は著しいものがあり、プロポーザルの実施に当たっては、近隣事例などを調査検討し、実施します。

②少なくとも現在の農振センターの各部屋の延べ利用回数約770回を超える利用をめざすべきと考えています。

③新施設の敷地のうち、旧庁舎敷地の一部がイエローゾーンに含まれていることを踏まえた施設配置となるよう、プロポーザルを行うための条件整備を検討します。

④条件整備が調いましたら、みなさまにお知らせします。その際に村民アンケートを行うか、また説明会を行うかについても判断します。

⑤生活インフラ対策についても順次改修、整備を行っており、新たな施設の建設には費用がかかりますが、大勢の村民の活動拠点となっている農振センターの老朽化、さらに住民の要望に対する現施設の機能面の欠如を考慮すると、問題を先送りすることなく、現時点において課題にしっかりと向き合うことが必要であり、その結果、幅広い世代が集い交流できる施設の必要性を感じています。

## 藤本 忠 議員

### 1. 熱中症対策について

**質** ①気象庁の暖候期予報によると、今年の夏は気温が高くなるとの予報がされているが、本村の熱中症対策はどのような取り組みが行われているのか、また、どのような取り組みを行っていくのか。

②熱中症などは、気候変動による影響が大きいと考えるが、村としての取り組み方針はどうなっているのか。

**答** ①熱中症対策の基本の取り組みは、村民一人一人が適切な行動を取るための啓発活動の強化が重要と考えていて、村の基幹的な広報媒体である防災行政無線や村広報誌を通して、新たな情報なども活用しながら、効果的な啓発や積極的な情報発信に今後とも努めます。

また、社会福祉協議会では、65歳以上の独居高齢者や支援が必要な高齢者世帯に対し、熱

中症指数を知らせる機器、みはりん坊の貸与事業を平成26年度から行っていて、民生委員、児童委員のご協力を得て、該当世帯にお配りしています。そのほか、民生委員、児童委員による日常的な高齢者などの見守り活動や、緊急通報装置の活用などにより、高齢者などの熱中症予防に努めています。

また、熱中症特別警戒アラートが発表された際には、法律により、市町村はクーリングシェルターを設置することが義務づけられており、本村では役場庁舎に設置することとしていますので、その際にはご活用いただきたい。

②村の地球温暖化抑制の取組方針として、村民のみなさまに環境問題に対する意識を持ってもらえるよう、広報や補助を通して事業を行っています。具体的には、ごみ排出の際のごみ分別の徹底と周知に加え、リサイクルやごみの減量化、生ごみ処理機の購入補助やキエーロなどの推進を行い、ごみを焼却処分しない取組を推奨しています。さらに直近では、環境講座の開催が予定されており、さまざまな取組を通して、村民一人一人のみなさまに環境問題への意識づけを行います。

### 2. 環境貢献について

**質** ①環境貢献が収益となる地域の持続可能な発展に繋がる地域資源や特性を活かした「J-クレジット制度」の導入を行うてはどうか。

**答** ①制度内容の確認や先進事例の調査などを行い、本村においてのメリット、デメリットを研究します。

### 3. 南海トラフ巨大地震について

**質** ①今回、新たに発表された被害想定から、今後、村としてどのように取り組んでいくのか。

②減災の一つの柱である住宅の耐震化が進むことで、守れる命が増えると考えているが。

**答** ①県からの詳細な被害想定が出されましたら、速やかに対応します。なお、令和7年度は、これまでの防災訓練や備蓄品の購入などの取り組みに加え、被災自治体で運用されている条例、要綱、標識などを参考に、本村に必要な条例、要綱、標識などの準備、作成、災害時協力井戸登録制度の実施、国からの新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した避難所の生活環境の改善のためのテント式パーティション、簡易ベッド、発電機、ポータブル電源などの購入のほか、自助、共助の担い手となる地域防災リーダーの育成のための防災士の資格取得に対する補助対象者の拡大や、自主防災組織の活動の活性化などに取り組みます。

②今後、国が取り組む政策や補助制度を利用しつつ、中長期的な視点立って、国の基本計画に準じて、木造住宅の耐震化をより進めます。

### 4. 子どもへの対応について

**質** ①今、児童虐待が問題視されているなか、本村ではどのように取り組んでいくのか。

**答** ①児童福祉、母子保健、障害福祉などを健康福祉課で一括して所管していることから、各担当間で連携して対応しやすい体制があり、今後とも健康福祉課が中心となり、要保護児童対策地域協議会を通して、虐待などの兆候を早期に察知し、各関係機関との連携を図りながら、速やかに対応できる体制の強化に努めます。

### 5. 庁舎跡地等の整備について

**質** ①多くの利用者がある農振センターの老朽化が進み、

たくさんの人に影響がでると予想され、早急の対応が求められると考えられるが、今後のスケジュールの見通しはどうなっているのか。

②庁舎跡地検討委員会の報告でもあったが、150人規模の催しができる施設が村内にはない。新施設にはぜひそのような施設機能を備えるべきだと考えるが、その場合建設予定施設の規模はどの程度になるのか。

③ホール機能について、利用者の負担が軽減されるような設備にすべきだと考えるがどうか。

**答** ①7月中には新施設の完成時期も併せ、計画をお示しできるように努めます。

②農振センターの機能はそのまま継承するため、単純に農振センターの面積1,081㎡に、大会議室の320㎡を加えますと、約1,400㎡の建物となります。新施設の規模感についても7月中に取りまとめられるよう、建築士会と協議を行います。

③ロールバック方式（普段は、段差のある椅子は壁の中に収納され、フラットな広い部屋の状態であり、通常の教室方式や口の字型の会議室にも活用できるため、スペースの有効活用ができる。）の導入は、みなさまの利用しやすい施設にもつながってくると考えており、導入に向けて前向きに進めます。

**伊藤 明子 議員**

**1. 少子化対策について**

**質** ①子育て支援などに対するメニューはあるが、結婚に対する支援は少ないと感じるため、婚活等活動事業補助を拡充してはどうか。

**答** ①今後の婚活事業について、マリッサとくしまが行う事業の推進や情報提供に努めていくとともに、先進的な取組を行う他地域の事例を参考にし

つ、一般財団法人さなごうちとの連携も図りながら、本村の実情に合った最適な取組について継続して検討します。

**森下 嘉文 議員**

**1. 有害鳥獣捕獲対策について**

**質** ①直近の有害鳥獣捕獲数について

②有害鳥獣駆除の報酬改定について、また、他市町はどのような状況か。

③有害鳥獣処理・加工施設整備事業の進捗状況について

**答** ①今年度の4月1日から有害鳥獣捕獲許可を発出し、6月18日現在では、シカ278頭、イノシシ32頭、カラス10羽となっており、さらに小動物類では、アナグマ45頭、ハクビシン19頭、タヌキ25頭となっています。

②現在、村が支出している有害鳥獣捕獲報償金は、それぞれ1頭当たり、シカ1万5千円、イノシシ1万5千円、サル4万円、カラス1千円、アナグマ2千円、タヌキ2千円、ハクビシン2千円となっていて、昨年度では、総額514万4千円を支払いました。

報償金の増額については、本年4月より、イノシシを2千円引き上げ、また、アナグマ、タヌキ、ハクビシンなどの小動物類についても報償金を支払うよう改定したところです。

他市町については自治体ごとにそれぞれ状況や取り巻く環境が違いますので、この場での具体的にお答えすることは差し控えます。

③捕獲した個体の有効活用について、処理・加工施設の必要性を令和2年度より提案していますが、残念ながら今のところ実現していません。この施設について、建設予定地が二転三転した結果、整備事業が中断に至った経緯があります。

しかしながら、有害鳥獣捕獲

の現状を考えると、これまで害獣であった有害捕獲を有効活用することができたら、捕獲枠もさらに上昇させ、生息個体数の減少にもつなげるとともに、捕獲した個体を地域を元気にする起爆剤として利用することで、有用な地域資源としての存在になり得るものと考えます。

また、施設の必要性をご理解いただき、施設の必要性について粘り強く説明を行い、事業遂行についてご理解いただき、処理・加工施設の建設につなげていけるよう努力します。

**2. 農業技術指導員の設置について**

**質** ①佐那河内村の農業振興基本方針について伺いたい。  
②農業技術指導員の採用を考えているのか。

**答** ①今後も農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足の課題への対応とともに、安全で良質な農産物を安定的に生産するための体制整備や農産物の付加価値向上など、持続的な発展による安定経営を進めていく必要があります。

佐那河内村総合計画では、農林業の振興の基本方針として、農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進し、本村の農業を持続的、安定的に発展させることをめざしています。また、主要な施策事業として、生産基盤の整備、農地の流動化、担い手の育成・確保、農業経営の体質強化、鳥獣害対策の強化、付加価値の向上と販路の拡大などが掲げられており、それぞれについて詳細な計画が設定されています。

さらには、地方創生総合戦略の農業支援部門では、営農指導や資金援助などのコーディネートの強化により新規就農を促進し、新規就農者数の増加を図り、アグリスクールの開催を通じ参加者による農業技術向上をめざしています。これらの事業計画

が実施できるよう業務を進めていきます。

②現在、JAにおいて若手職員が技術指導員として配属されています。今後さらに技術を習得され、村の農業技術発展のためにご尽力いただけることに期待しているところです。

## 石本 哲也 議員

### 1. 各課の村民への補助金・助成金・現物支給等について

**質** ①各課で何項目があるか。  
②周知の状況をどう考えるか。  
③「分野別各種支援一覧冊子」を作成してはどうか。

**答** ①村が行う行政サービスは、個人の申請により補助金などを交付するもののほか、無償で行う出前講座や伝統文化、親子教室のように体験や活動を提供するもの、後期高齢者健康診査のように受診券を配布するものなどさまざまな方法で実施しており、一概に集計することは難しいところです。また、補助先も個人、団体、村民、村外の人でも可能などさまざまな上、補助などの申請が必要なもの、不要なものなど、その内容は多種多様にわたっています。概数となりますが、団体、個人への補助、助成金、現物支給などは各課、教育委員会を合わせおおむね200件を超えます。  
②特に大勢の人に影響がある事業や新しい制度や変更がある制度については、広報佐那河内に掲載し、広報をしています。また、数が多く全ての事業を広報紙に掲載することはできないため、毎年、早わかり村の予算説明書を作成し、年度初めに常会長会議を通じて村内に配布、周知しています。  
③今後事業を実施する中で、事業内容とともに、広報の時期や方法も検討しながら、できるだけご活用いただけるよう周知に

努めます。

### 2. 旧庁舎及び農振センター周辺の再開発について

**質** ①かねてから、他自治体に普通にある図書館や文化ホール等は整備すべきと質問してきたが、今回の構想に文化施設としての構想は含まれているのか。  
②多様化するイベントや式典に対応し、村内外の交流の拠点となる文化ホールは、特に検討するべきと思うが、どうか。  
③理想を言うのは容易であるが、肝心なのは財源と予算であると思われる。その辺りはどう考えているのか。

**答** ①新施設が佐那河内村にふさわしい文化施設としての機能も含んだ施設となるよう取り組みます。  
②建設する交流施設は、今後数十年にわたり村の中心部における村民のみなさまの文化活動や交流の拠点となる施設です。さまざまな催しに対応できる施設となるよう検討を進めます。  
③村にとって非常に大きな事業となりますので、できるだけ費用対効果がよくなるよう努めます。

### 3. 佐那河内村の教育について

**質** ①率直に現状の小中学校についてどう感じているか。  
②教育長としての所信を表明していただきたい。

**答** ①佐那河内小中学校の一貫教育は、全国に誇れる先進的かつ特色と魅力あふれる教育実践であると確信しています。子どもたちの姿から、その成長の軌跡、9年間の一貫した学びの積み重ねが確かな成果として現れているのを肌で感じます。  
教育は未来への投資であるという言葉の通り、英語教育・ICT教育・ふるさと学習の3本柱の教育施策を中核に置いた小

中一貫教育の充実が、子どもたちの「生きる力」となり、やがてこの佐那河内の未来を支える大きな原動力となっていくと信じています。

②この充実した教育環境と小中一貫教育の質の高い取組、目に見える確かな成果を大切に受け継ぎ、その価値をより一層高めていきます。そして、佐那河内の子どもたち一人一人が自らの幸せな未来とともに、豊かな村の未来を描き創り出していける力の育成に使命と覚悟をもって取り組みます。

村教育委員会では「一人一人のウェルビーイングを高める教育へのチャレンジ! ~対話で拓く可能性と未来~」を重点テーマとして取組を進めます。予測困難な時代において子どもたちが未来を切り拓く鍵は「対話力」です。この取組を通して育まれる「対話力」は生涯にわたり人とつながり、共に未来を創造していくための揺るぎない礎となると確信しています。

また、佐那河内村には豊かな社会教育の土壌があり、子どもから大人まで参加できる魅力的な学び・体験・交流の場があります。この豊かな学びの土壌を大切に守り、すべての世代の村民のみなさまが自分の力を発揮し、生き生きと学び続けることができる村となるよう全力を尽くします。





## 議長就任あいさつ

佐那河内村議会議長 森下 嘉文

このたび、6月20日に開かれました令和7年第2回定例会において、議員のみなさまのご推挙により就任しました。身に余る光栄と感激いたしますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいります。

さて、国際社会が不安定な中、長引く物価高騰への対応をはじめ、災害の頻発化・激甚化への備え、人口減少・少子高齢化対策など課題は山積しており、村民の代表、代弁者である議員の役割はますます重大となっております。

多様化する村民ニーズに応えるべく、施策も講じられているところではありますが、議会として執行機関の監視・評価を行うとともに、村民のみなさまの声を真摯に受け止め、積極的に政策立案や提言などに取り組んでまいります。

結びに、村民のみなさまにおかれましては、今後とも、佐那河内村議会へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のごあいさつとさせていただきます。

## 佐那河内村議会構成

令和7年6月20日改選

■ 議長 森下 嘉文

■ 副議長 井開 一文

■ 常任委員会 (○委員長 ○副委員長)

総務産業建設常任委員会委員

○藤本 忠 ○石本 哲也  
平岡 淳

文教厚生常任委員会委員

○伊藤 明子 ○井開 一文  
瀧倉 俊晴 森下 嘉文

■ 議員選出委員

監査委員	石本 哲也	
小松島市外三町村衛生組協議員	森下 嘉文	瀧倉 俊晴
国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	伊藤 明子	井開 一文

## 議会行事出席報告

〈 〉 場所・( ) 出席者

6月5日 議員協議会〈議員室〉(瀧倉議長ほか6人)

全員協議会〈役場〉(瀧倉議長ほか6人)

6日 社会福祉協議会評議員選任委員会(役場)〈藤本議員〉

12日 第2回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈議場ほか〉(瀧倉議長ほか6人)

16日 保育所・学校など訪問〈保育所・小中学校〉(瀧倉議長ほか6人)

19日 第2回佐那河内村議会定例会 一般質問〈議場〉(瀧倉議長ほか6人)

20日 第2回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈議場〉(瀧倉議長ほか6人)

24日 例月出納検査〈監査室〉(國見監査委員・石本監査委員)

25日 徳島県町村議会臨時総会〈ホテル千秋閣〉(森下議長)

人権教育研究協議会総会〈役場〉(森下議長・井開副議長・伊藤議員)

27日 議長・副議長就任挨拶訪問〈徳島市ほか5市町〉(森下議長・井開副議長)

30日 英語教育運営委員会〈役場〉(伊藤議員・井開議員)

小松島市外三町村衛生組現金出納検査〈衛生組合〉(石本議員)

## 第50回記念 ふるさとづくり納涼夏まつり

村の夏を彩る「ふるさとづくり納涼夏まつり」が50回目を迎えます！

ステージイベントでは、毎年恒例の子どもたちによる演奏や合唱、すだち連による阿波踊りなどに加え、第50回を記念して、「home」でメジャーデビューし、紅白歌合戦にも出場経験のある木山裕策さんにお越しいたします！

さらに、花火も第50回記念にふさわしく例年より豪華な花火を予定しています。みなさまのご来場をお待ちしています。

日 時 令和7年8月13日(水) 17:00 開演

場 所 佐那河内村中央運動公園

※その他詳細は、折り込みチラシ、村ホームページなどで随時お知らせします。



お問い合わせ ● ふるさとづくり納涼夏まつり実行委員会事務局（佐那河内村教育委員会内）

## 抽選会の物品協賛のお願い

夏まつりの開催にあたり、抽選会用景品を提供していただける事業者を募集します。

協賛いただいた事業者につきましては、夏まつり抽選会において、司会より30秒程度、事業者などの紹介をさせていただきます。

- 募集する事業者数：5件程度 ※1事業者あたりの出品数は1～3品程度
- 協賛できる事業者：村内の事業者
- 申込方法・申込期限：7月21日(月)までに「第50回ふるさとづくり納涼夏祭り協賛事業者申込書」（村ホームページよりダウンロード可）を佐那河内村教育委員会までご提出ください。

※詳細については、村ホームページをご覧ください。



# 令和7年度 職員採用試験案内

【試験日】 令和7年10月19日(日)

【申込受付期間】 令和7年8月4日(月)～令和7年9月4日(木)

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務（高等学校卒業程度）	若干名	一般行政事務に従事します。
保健師（短期大学卒業程度）	1人	保健師の業務に従事します。
土木（高等学校卒業程度）	1人	土木の業務に従事します。

## 2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務（高等学校卒業程度）	昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人
保健師（短期大学卒業程度）	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人、または、令和8年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの人。
土木（高等学校卒業程度）	昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人。

## 3 試験の日時および試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和7年10月19日(日) 10:00から	佐那河内村役場
第2次試験	令和7年11月以降（日時および場所は、第1次試験合格者に通知します。）	

## 4 試験の方法および内容

区分	試験種目	試験区分	時間	方法および内容
第1次試験	教養試験	一般事務 保健師 土木	10:00～12:00	公務員として必要な一般知識（時事、社会、人文、自然）及び知能（文章理解、判断・数的推理、資料解釈）について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	一般事務	13:00～14:10	公務員として職務上必要な適応性、資質、職務への対応や、対人関係面での性格特性を検査します。
	専門試験	保健師	13:00～14:30	保健師として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。 <b>出題分野【公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論】</b>
	専門試験	土木	13:00～14:30	土木技師として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。 <b>出題分野【数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工】</b>
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	保健師 土木	14:40～15:50	公務員として職務上必要な適応性、資質、職務への対応や、対人関係面での性格特性を検査します。

区分	試験種目	試験区分	方法および内容
第2次試験	文章要約試験	一般事務 保健師 土木	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する論旨理解力、要点把握力、文章表現力をみるための試験を行います。
	集団討論		職場への適応性（積極性、協調性および柔軟性など）をみることを目的に、集団討論を行います。
	口述試験		主として人柄、性格などをみる試験で個別面接により行います。

※受験申込書は、総務課にあります。村ホームページ（右QRコード）からもダウンロードできます。

<https://www.vill.sanagochi.lg.jp/docs/2025062900011/>

お問い合わせ ● 総務課



# 南海トラフ地震臨時情報とは？

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される情報です。情報名のあとにキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」などの形で情報発表されます。

気象庁にて、マグニチュード6.8以上の地震などの異常な現象を観測したあと、5～30分後に南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されます。その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表されます。

政府や自治体から、キーワードに応じた防災対応が呼びかけられますので、呼びかけの内容に応じた防災対応をとってください。

## 南海トラフ地震 臨時情報

発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード

- **調査中** 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- **巨大地震警戒** 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
- **巨大地震注意**
  - ・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合
  - ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合
  - ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
- **調査終了** 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応は広報佐那河内6月号に掲載されています。

## 海上保安庁職員募集（採用試験のご案内）

### 海上保安学校学生採用試験（高等学校卒業程度）

※一般海上保安官として海上保安業務に従事します。（一般職）

【受付期間】 令和7年7月11日(金)～7月24日(木) 受信有効

【試験日】 第一次/令和7年9月28日(日) 第二次/令和7年10月21日(火)～30日(木)



海上保安庁  
採用

### 海上保安大学校学生採用試験

※幹部海上保安官として海上保安業務に従事します。（幹部職）

【受付期間】 令和7年8月21日(木)～9月8日(月) 受信有効

【試験日】 第一次/令和7年10月25日(土)および26日(日) 第二次/令和7年12月12日(金)

申し込みはインターネットにより行ってください。詳しくは 右上のQRコードより

お問い合わせ：徳島海上保安部管理課 電話 0885-33-2246

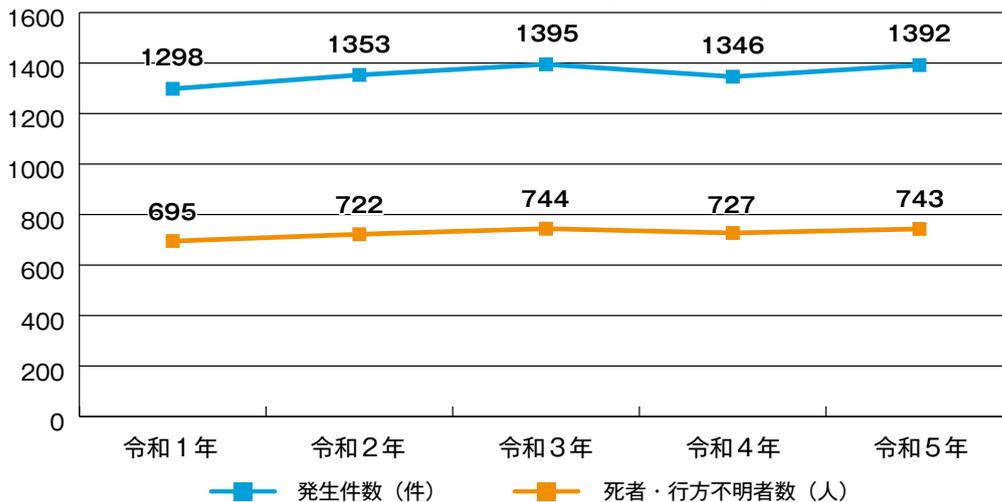
# 水難事故を防ごう



今年も暑い季節が訪れました。家族で、友人同士でキャンプや海水浴に出かける機会が増える季節。でもそういう時期に増加するのが水難事故です。

令和5年の統計によると、全国の水難事故発生件数は1,392件。死者および行方不明者は743人となっています。

《水難事故の発生件数及び死者・行方不明者数》



## 遊泳時以外でも注意を

発生原因は海水浴や河川での遊泳などが多くを占めますが、他の原因でも事故は発生しています。たとえばキャンプ場、河川敷での花火見物など、普段訪れない土地勘のない場所、夜間の暗い場所では思わぬ事故が発生しやすくなります。ライフジャケット着用などの安全対策を行っていない状況では、命の危険性が高くなります。

## 安全に行動するために

- キャンプ場などでは指定された区域内で行動しましょう。
- 夜間の行動は灯火などを準備し十分な明るさを確保しましょう。
- 雑草などが繁茂し、地形が確認できない所には近づかないようにしましょう。
- 単独行動を避け、複数の人数で行動しましょう。

安全を心がけて楽しい夏をお過ごしください。

お問い合わせ ● 消防センター

# サマージャンボ 7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

# サマージャンボミニ 5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月11日(金) 2種類同時発売!

発売期間 7/11(金)~8/11(月)  
抽せん日 8/21(土)

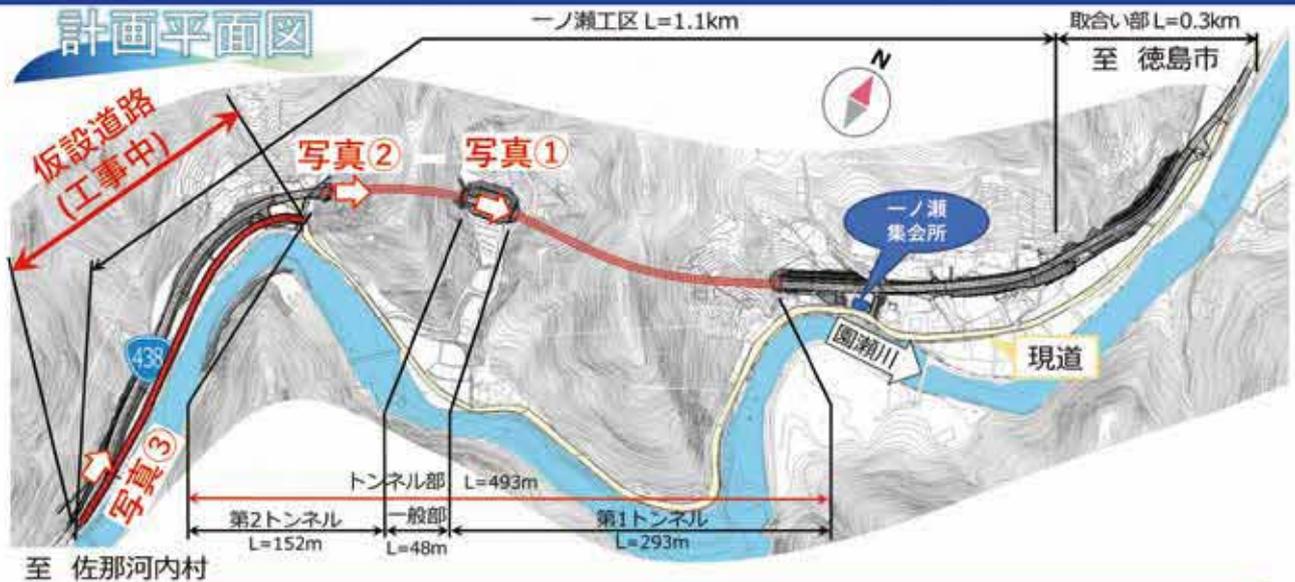
公益財団法人徳島県市町村振興協会

各1枚 300円



クーちゃん

一ノ瀬トンネル 進捗のお知らせ



第2トンネル

写真②



排水工

第1トンネル

写真①



コンクリート覆工完了

5月末に第1トンネルの覆工が完了しました。両トンネル内で、排水工や管路工などの工事を進めていきます。

**お知らせ** 今年の秋頃から、第2トンネルより佐那河内村方面への庵谷地区において、現道のかさ上げ工事のため、**道路を川側の仮設道路に切り替える**予定です。

ご協力をお願いします。



写真③



- 工事用道路の出入口にはガードマンを配置し、一般車両を優先します。
- 適宜、道路を清掃します。

工事へのご協力をお願いします。

連絡先：徳島県 東部県土整備局〈徳島〉 道路整備第一担当 088-653-8814

# 農業者年金に加入しよう

## 加入要件は3つだけ

60才未満

国民年金  
第一号  
被保険者

国民年金保険料納付免除者除く

年間60日以上  
農業に従事

## 加入のメリット

- 保険料の全額・社会保険料控除など、税制面の優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。

## 年金資金の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
修正総合利回り (%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.71	-2.08	+10.82	+2.39	-1.08	+9.85	-0.59

平均運用利回り 年率で+2.89%

### ◆◆◆ 通常加入の場合 ◆◆◆

- 掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。
- 1ヶ月からでも加入できます。

### ◆◆◆ 政策支援加入の場合 ◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	—

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

\* 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

# 農地所有者のみなさまへ

## 農地パトロール(農地利用状況調査)・遊休農地調査を実施します

佐那河内村農業委員会では、優良農地を守るため、8月に村内の農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。この調査は、農地法第30条に基づくものです。また、遊休農地調査も同時に実施しています。農業委員が村内の農地を巡回して、農地を有効に利用しているか調査し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止に取り組んでいます。違反転用や遊休農地が確認された場合、管理指導などを行います。農業委員などが農地に立ち入って調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 農地の適正な管理をお願いします

遊休農地・荒廃農地は火事や病害虫の発生、鳥獣害、不法投棄などの原因になり、近隣への悪影響をおよぼしかねません。

また、農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

除草、病害虫駆除などの農地の適正な管理をお願いします。

## 農地の賃借料情報について

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

### ① 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域	賃借借	9,000	13,500	5,600	9
		使用貸借				7
	未整備地域	賃借借	9,500	14,000	6,600	7
		使用貸借				5

### ② 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域	賃借借	9,700	13,000	5,700	7
		使用貸借				3
	未整備地域	賃借借	12,600	14,000	9,800	3
		使用貸借				6

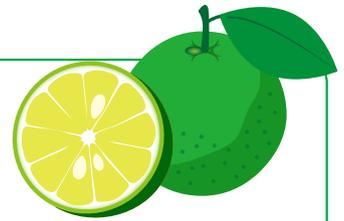
### ③ 畑(樹園地)の部

締結(公告)された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃借借	11,700	16,000	5,000	22	
	使用貸借				10	

※使用貸借……無償での賃借

- データ提供について
- 1) データ数は、集計に用いた筆数である。ただし、平均額を算出するうえで、例外的に突出した金額設定の賃借分は除くため、最高額・最低額・データ数のいずれも突出額を除いた数値にしている。
  - 2) 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、JAの概算金単価30kgあたり9,200円に換算している。
  - 3) 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
  - 4) 施設(ハウスなど)の賃借量は含まない。
  - 5) 水稻、普通畑、樹園地の基準については、登記地目ではなく、主となる作物で判断している。

# すだち収穫作業の マッチング事業を行います



佐那河内村の特産である「すだち」の求人者（受入れ農家）と求職者（労働者）を募集し、結びつけるマッチング事業を行います。この機会に、ぜひお申し込みください。

## 求人者(受入れ農家)

- 具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件を明確にしてください。
- 求人者（受入れ農家）の申込み内容を求職者に公開し、求職者が求人者（受入れ農家）を選ぶことになります。
- 選ばれた農家は面接を行い、条件が合えば雇っていただくことになります。

※現在の徳島の最低賃金は980円です。

## 求職者(労働者)

- **作業内容** すだちの収穫
- **作業場所** 佐那河内村内
- **勤務条件** 期間は8月から9月末頃までを想定しています。

具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件は、受入れ農家により異なります。

【募集期間】9月12日(金)まで募集しますが、お早めにお申し込みください。

【申込方法】求人者・求職者とも所定の用紙でお申し込みください。用紙は佐那河内村ホームページもしくは産業環境課に用意してあります。不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※注意事項この事業によるマッチングは、求人者・求職者の応募状況などにより、すべてのご希望にそえない場合があります。

お問い合わせ ● 産業環境課

## 地域おこし協力隊



いちご塾二期生の定作です。みなさまいかがお過ごしでしょうか。

段々と暑くなってきました。これ以上気温が上がらなければ良いのですが、どうあれ暑さ対策は欠かさずお過ごしください。

いちごの出荷が終わり、次作の準備に入っています。内容としては苗の管理であったり、太陽熱消毒の準備であったりですが、おおむね去年と同じ作業なので体感的には幾分やりやすく感じます。就農前に実際の作業が経験できるのも今年度いっぱいまでになるので、取りこぼしの無いようにし

ていきたいです。

趣味の石を見に行く予定でしたが、その日に体調を崩して結局行けずじまいになりました。タイミングを見て行こうとは思っているのですが、気温も上がってきているので、暑さがピークを過ぎてからでないと少し難しいかなと思っています。

気づけば今年も後半戦に入ります。繰り返しになりますが、この気温と湿度に負けないようにしていきたいでしょう。

## トレイルカメラを貸し出します

トレイルカメラとは、動物や人の動きを赤外線センサーで検知し、自動で撮影するカメラのことです。シカ、イノシシその他の有害獣による農地への侵入状況及び被害状況の把握を図るため、トレイルカメラの貸し出しを行います。

### ■ 対象者

トレイルカメラの貸し出しを受けることができる人は、村内に住所を有し、かつ、村内に農地を所有する人のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとします。

- (1)有害獣により農作物被害を受けた農業者
- (2)有害獣により農作物被害を受けるおそれのある農業者
- (3)その他村長が必要と認める者

■ 貸出数量 1回の貸し出しにつき3台までです。

■ 期 間 1週間以内です。

■ 費 用 貸し出しに係る費用は無料です。

■ 申込・お問い合わせ 産業環境課



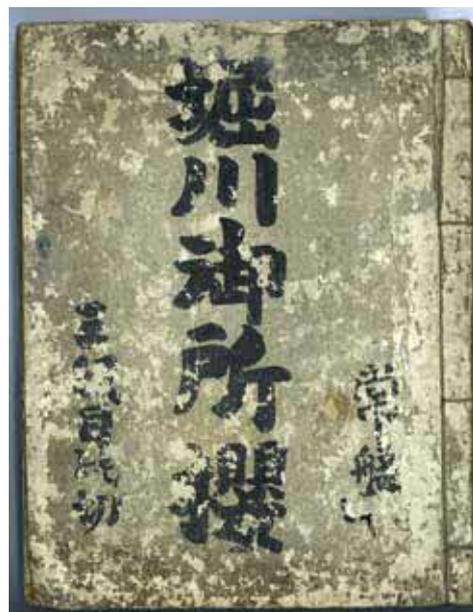
## 佐那河内 史料散策 その22

明治・大正期、村内では浄瑠璃がたいへん盛んであり、大正2年(1913)にまとめられた『佐那河内村是』にも「浄瑠璃(義太夫)古来頗ル盛ナリ。今ノ中年以上ノ男子ニシテ一口浄瑠璃ヲ口ニセザルモノハ稀ナリ」と記されています。現在でも浄瑠璃本を所蔵されているご家庭が少なくありません。

節付けの付された正本には、五行本・六行本・七行本などがあります。写真の「堀川御所桜」は、『義経記』などに題材をとったもので、三段目弁慶上司の段になります。

ほかに、「道春館之段 玉藻前 三段目」や「菅原伝授手習鑑」、「賤ヶ嶽七本鎗陣立」など、各種の浄瑠璃本が村内の何軒かのご家庭に残されています。

なお、阿波のまちなみ研究会が平成4年(1992)に刊行した『阿波の農村部舞台』には、佐那河内村内で、府能・尾境の若宮神社・根郷のミコガミ・嵯峨の天一神社・寺谷の八王子神社の5か所を「改築・廃絶舞台一覧表」で取り上げています。『ふるさと佐那河内』では「府能の常舞台」と「根郷座」が紹介されています。



## 【必ずご確認を!】戸籍に氏名の「振り仮名(フリガナ)」が記載されます

令和7年5月26日(月)から、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度がスタートしました。村に本籍がある人には、7月上旬に氏名のフリガナを確認する通知を発送していますので、**通知書に記載されたフリガナを必ず確認してください。**

通知は必ず  
チェック!



### ■フリガナが正しければ…

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に通知書に記載されたフリガナが戸籍にそのまま記載されます。

※「戸籍の振り仮名制度」についての詳細については、以下のホームページをご覧ください。

### ■フリガナが誤っていたら…

**令和8年5月25日までに、必ず届出**をお願いします。マイナポータルを利用したオンラインの届出が便利です! 郵送や市区町村の窓口でも届出ができます。



法務省HP



村HP

お問い合わせ ● 住民税務課

## 徳島地方法務局 本局庁舎移転の お知らせ

徳島地方法務局は  
**令和7年7月22日(火)**に  
右記の場所に移転します。



### 【新住所】

〒770-8512  
徳島市徳島町2丁目17番地



お問い合わせ ● 徳島地方法務局総務課 電話 622-4171 (代表)

## マイナンバーカードおよび電子証明書の更新について

「マイナンバーカード」とマイナンバーカードに搭載されている「電子証明書」にはそれぞれ有効期限の設定があり、更新手続きが必要となります。有効期限の2～3か月前に有効期限通知書が送付されますので、通知書が届いた人は、更新の手続きをお願いします。更新は予約制となっていますので住民税務課までご連絡ください。

### マイナンバーカードの更新

- マイナンバーカードの更新には申請が必要となります。有効期限通知書に同封の申請書を使って申請、もしくは申請書に記載のQRコードからインターネットで申請をしてください。更新の手続きが難しい人は住民税務課でお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。
- 申請の後に交付通知書が届きますので、通知書に記載された必要なものを準備して住民税務課までお越しください。

### 電子証明書の更新

- 有効期限通知書とマイナンバーカードをお持ちになり、住民税務課までお越しください。電子証明書の更新には、事前に設定されている暗証番号が必要となりますのでご確認ください。

開庁時間に受け取りが出来ないなどで困っている点やご不明な点がございましたら住民税務課までご相談ください。

お問い合わせ ● 住民税務課

## 青木典子さん、吉田博文さんが 人権擁護委員に委嘱されました



▲青木 典子さん



▲吉田博文さん

本村の人権擁護委員、平岡都志子さん、松尾亜佳理さんの退任に伴い、令和7年7月1日付けで、新たに青木典子さん(舟戸)と吉田博文さん(鯉ノ内)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されましたのでお知らせします。

退任されました平岡都志子さんは、平成28年7月から令和7年6月まで3期9年、松尾亜佳理さんは令和4年7月から令和7年6月まで1期3年にわたり

人権擁護委員活動にご尽力いただきました。長い間お疲れさまでした。

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受けたり、人権思想を広める活動を行うため、法務大臣から委嘱され、村では3人の人権擁護委員が活動をされています。

いじめ、差別、嫌がらせなど人権に関する問題でお困りの場合は、ひとりで悩まずご相談ください。

### ●村の人権擁護委員

久米 忠秋さん(一ノ瀬)【令和6年7月1日委嘱】

青木 典子さん(舟戸)【令和7年7月1日委嘱】

吉田 博文さん(鯉ノ内)【令和7年7月1日委嘱】

## 後期高齢者医療制度に加入されている人に「資格確認書」を交付します

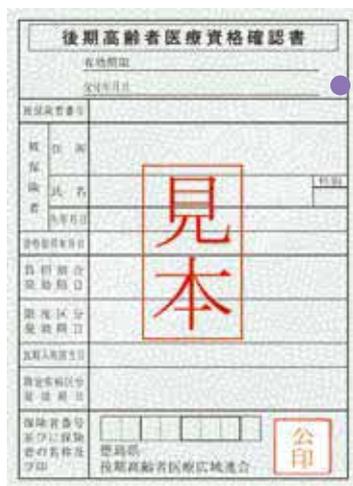
現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「令和7年7月31日」となっている[紫色]の「後期高齢者医療被保険者証」(以下、**被保険者証**)または[黄色]の「後期高齢者医療資格確認書」(以下、**資格確認書**)を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に、被保険者証の代わりに使用することができる新しい[薄緑色]の資格確認書を、マイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、**後期高齢者医療制度に加入されている人全員に送付します。**

令和7年8月1日から令和8年7月31日までの負担割合(1割、2割または3割)は、令和6年中の収入や所得に基づき、判定します。

8月1日以降は、被保険者証や古い資格確認書は使えませんので、受診の際はお間違えのないようご注意ください。

※昨年度まで送付していたパンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」は、今年度から市町村で配布するようになりました。必要な人は、健康福祉課に申し出てください。



※ご確認ください!

新しい資格確認書の有効期限は  
**令和8年7月31日**  
になっています。

### 【一部負担金の割合の判定方法について】

#### ■ 1割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	被保険者全員の住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円未満」は1割	いずれかの被保険者の住民税課税所得が28万円以上かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円未満は1割

#### ■ 2割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」は2割	いずれかの被保険者の住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上は2割

#### ■ 3割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	いずれかの被保険者の住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	いずれかの被保険者の住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)
補足②	同一世帯に70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、そのみなさんとの総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	

※同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税である被保険者の人は、上記の計算に関わらず負担割合は1割となります。

※有効期限内に世帯構成の変更があった場合、自己負担割合が変わる場合があります。

資格確認書には限度区分を記載できますので、記載を希望される人は、健康福祉課に申請してください。

※記載の希望を申請済の人、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄紫色の証）もしくは後期高齢者医療限度額適用認定証（灰色の証）をお持ちの人については、限度区分が記載されている資格確認書をお届けいたします。

#### ※令和7年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

令和7年度の保険料が、年金から差し引かれている人は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっています。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく人についても、年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

お問い合わせ ● 健康福祉課

## 7月28日は世界肝炎デーです!! 「肝炎ウイルス検診を受けて、早期発見・早期治療」

世界保健機関（WHO）は、世界的なウイルス性肝炎のまん延防止や感染者への差別解消などを目的として、7月28日を世界肝炎デーと定めています。

### ■ ウイルス性肝炎ってどんな病気？

肝炎は、肝臓の細胞が破壊され、肝臓に炎症が起きる病気です。日本では、ウイルス性肝炎が大半を占め、特にB型・C型肝炎ウイルスは感染者数が250万人以上にのぼる国内最大の感染症といわれています。肝臓は「沈黙の臓器」といわれ、熱や痛みなどの症状はほとんどなく、気づかないうちに肝硬変や肝がんに行進することがあります。

### ■ 一生に一度は肝炎ウイルス検診を受けましょう

早期治療・早期発見のためには検診を受けることが大切です。また、肝炎に感染していても、早期治療で重症化を防ぐことができます。村では、つぎのとおり検診を実施しています。

**【健診日程】** がん検診・特定健診日程と同じ  
※広報「令和7年度がん検診および特定健診のお知らせ」をご覧ください。

**【対象者】** ①令和7年度において満40歳となる村民  
（昭和60年4月1日～昭和61年3月31日生まれの人）  
②平成14年度から令和6年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、  
受診の機会を逸した村民

**【負担金】** 300円（ただし、生活保護受給者の人は無料）

**【その他】** 受診を希望される人は事前予約が必要ですので、健康福祉課までお申し込みください。

お問い合わせ ● 健康福祉課

# 児童扶養手当を受給しているみなさまへ

## 現況届

児童扶養手当の受給資格者は、**毎年8月1日から8月31日まで**に現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には7月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格を失います。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

## ■ 児童扶養手当とは

### 対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める障がいのある児童
- (4) 父または母は生死不明な児童
- (5) 父または母が1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、公的年金（例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている人（受けることができるようになった人も含みます。）については、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給（額に応じてすべて支給停止の場合もあります。）されます。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

※上記の資格要件にあてはまる人は、健康福祉課まで申請をしてください。

## 児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者および扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～6月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

（令和7年4月1日現在）

児童数	手 当 月 額	
	全部支給の人	一部支給の人
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人以上	1人につき 11,030円加算	1人につき 11,020円～5,520円加算

## ひとり親を対象とした お仕事相談

ひとり親（児童扶養手当受給者）を対象として、ハローワークが仕事の出張相談を行います。児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。



**日 時** 8月4日(月) 10:30～12:00

**場 所** 佐那河内村役場 小会議室2

**お問い合わせ**

ハローワーク徳島 電話 622-6332

お問い合わせ ● 健康福祉課

## 子宮頸がん検診・乳がん検診のお知らせ

徳島市内などの医療機関にて検診を実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に村役場健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。

	子宮頸がん検診	乳がん検診
対象者	20歳以上の村民	40歳以上の村民
負担金	1,200円	1,500円
検診医療機関	検診に必要な書類送付時に、検診可能な医療機関名簿を添付します。名簿をご確認の上、受診してください。	
検診期間	令和8年3月末まで	

※2年に1回の受診が標準です。(原則として、令和6年度に受診された人は、令和8年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。)

お問い合わせ ● 健康福祉課

## 国保脳ドックについて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ下記の内容で助成を行っています。



対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳～74歳までの人 (ただし、2年に1回の助成となります。前年度に助成された人は対象となりません。)
期間	令和7年7月1日～令和7年12月中旬頃まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※受診を希望される人は健康福祉課国保係までお申し込みください。

**脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。**同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お問い合わせ ● 健康福祉課

## シニアの皆さん! 「介護助手」として活躍しませんか?

「介護助手」とは、介護施設で、「清掃やシーツ交換、話し相手」など身体への負担が比較的少ない「介護の周辺業務」を担うお仕事です。「短時間勤務」「無資格」「未経験」でもご参加いただけます。

- 対象/概ね60歳以上(50代も可)
- 期間/雇用開始日から3か月間(施設と相談後、継続雇用あり)
- 時給/980円から(各施設により賃金は異なります)
- 業務内容/各施設により異なります
- 募集期間/令和7年7月～11月末日まで



参加方法などについては、徳島県社会福祉協議会までお問い合わせください。

「介護助手」ホームページ

電話 625-2040

## 令和7年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和7年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

### ●がん検診・特定健診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
<b>令和7年9月6日(土)</b> <b>【申し込み期限：8月15日(金)】</b>	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	<b>8:00～10:30</b> ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
<b>令和7年10月4日(土)</b> <b>【申し込み期限：9月12日(金)】</b>	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	<b>8:00～10:30</b> ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
<b>令和7年10月20日(月)</b> <b>【申し込み期限：9月26日(金)】</b> ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	<b>8:30～11:00</b>
<b>令和7年11月8日(土)</b> <b>【申し込み期限：10月10日(金)】</b>	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	<b>8:00～10:30</b> ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
<b>令和7年12月25日(木)</b> <b>【申し込み期限：11月28日(金)】</b> ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 頸部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。	<b>8:30～11:00</b> <b>子宮がん検診は</b> <b>9:30～11:00</b>

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、各月予約枠15人（先着順）で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,520円・腹部エコー検査：負担金5,940円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の村内で行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金9,460円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

## ●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和7年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和7年度において満40歳となる村民 (昭和60年4月1日～昭和61年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和6年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者 であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、前年度に受診された人は、来年度に検診を受けていただくようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、前年度に受診された人は、来年度に検診を受けていただくようお願いします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月25日(木)の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。村集団健診で特定健診を受診した場合に限り、特定健診のオプション検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査も受診できます。(加入保険の種類を問わず、村民の人は無料でオプション検査を受診できます)  
ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

### 【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和7年6月1日(日)から令和8年2月28日(出)まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係（電話 679-2971）へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。前年度に胃内視鏡検診を受診された人は来年度に検診を受けていただくようお願いします。ご了承ください。	4,100円

お問い合わせ ● 健康福祉課

## 令和7年度 第1回人権大学講座を開講しました

6月25日(水)19時より役場大会議室にて、元NHKアナウンサーで人財支援コンサルタントの河内理恵さんを講師にお迎えし、今年度第1回人権大学講座として、「あなたは大丈夫？ハラスメント講座」をテーマにご講演いただきました。当日は30人を超えるみなさまの参加があり、会場は満席となりました。

講演では、職場や家庭内など身近な場面で起こりうる様々なハラスメントについて、具体例を交えながら分かりやすく説明していただきました。また、誰もがハラスメントの被害者にも加害者にもなり得ることや、昭和、平成の



時代に培われた固定観念を見直し、令和という新しい時代にふさわしい人間関係の築き方を学ぶ必要性についてもお話がありました。特に「人を財産として大切に育てる時代」という視点から、自分の言動を省みることの重要性が強調され、参加者からは「日頃の言動を見直す良い機会になった」「部下や家族との関係にも活かそう」といった声が寄せられました。参加者一人ひとりが人権について考える素晴らしい時間となりました。

## 夏休みは村の図書館へ行ってみよう♪

図書館だより  
7月号

### 課題図書コーナー



★図書コーナーでは、読書感想文の課題図書が借りられます！小学校～高等学校の部まで全ての課題図書をそろえていますので、ご利用ください。

★本館には、図鑑やシリーズものが充実しています！



この夏休みにたくさんの物語を楽しんだり、日頃の不思議や疑問を図書館の本で解決したりしてみませんか。また、工作や実験など、自由研究に役立つ本もあるので、ヒントを集めてみてください。

借りたい本が見つからないときは、村教育委員会へおたずねください。

お友達やご家族を誘って、ぜひ村立図書館へお越しください！



## 警察官B(男性・女性)採用募集のお知らせ

【受験資格】 18歳から36歳までの人  
(四年制大学等を卒業または卒業見込みの人を除く)(※年齢は採用日時点)

【受付期間】 8月1日(金)～8/26(火) 【第1次試験日】 10月19日(日)

※警察事務職員の募集も実施していますので、詳細が必要な人は徳島県警察本部警務部警務課人事係(088-621-2953)まで、お問い合わせを。

## SNSでの投資・結婚の話は詐欺です!!

SNSで勧誘する「もうけ話」や恋愛感情などを利用した「ロマンス詐欺」が、全国的に発生していますので注意してください。不審な電話や通知があれば、すぐ警察にご相談ください。

## 交通マナーアップ推進県民運動実施中!!



【期間】 7月1日(火)～7月31日(木)まで

●横断歩行者保護など交通マナーの向上 ●全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ●自転車安全利用の促進(自転車用ヘルメットの着用促進)

## 水の事故にご注意を!! ～佐那河内小中学校・保育所のみなさんへ～

これから楽しい夏休みが始まります。川や池の近くで遊ぶ時は必ず保護者の人といっしょに行きましょう。

パトカーなどで村内を巡回していますのでお気軽にお声をお掛けください。また電話での連絡は、徳島中央警察署(電話088-624-0110) 経由で駐在所に転送されます。※緊急の場合は110番通報をお願いします。[駐在所: 渡辺 孝]

## スポーツ クラブ だより

さなごうち

### ●佐那河内VC、県総体(中学女子バレーボール)出場決定!

6月7日・8日・10日に開催された県中学校総合体育中部ブロック大会(県総体予選)に参加しました。11校が出場する中、上位4チームに与えられる県総体出場の切符を見事手にし、発足3年目にして悲願の県総体出場を決めました。7月12日から開催される県総体でも自分たちの力を十分発揮できるよう頑張ります! 応援よろしくをお願いします!

佐那河内VCでは部員を大募集しています。中学生女子1、2年生を対象にバレーボールに興味がある人は体験にお越しください。

練習日時: 水曜日 17:30～19:30 / 木曜日 19:30～21:30

土曜日 9:00～12:00

場 所: 村民体育館



## 8月 教室カレンダー

状況により中止になる  
可能性があります。

### 村民体育館

卓球  
19:30～21:00

バドミントン  
20:00～22:00※

### 中央運動公園グラウンド

サッカースクール  
17:15～18:15

※印の種目は活動費が必要です。

●参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。

●日程は変更する場合があります。

●状況により会場を変更する場合があります。

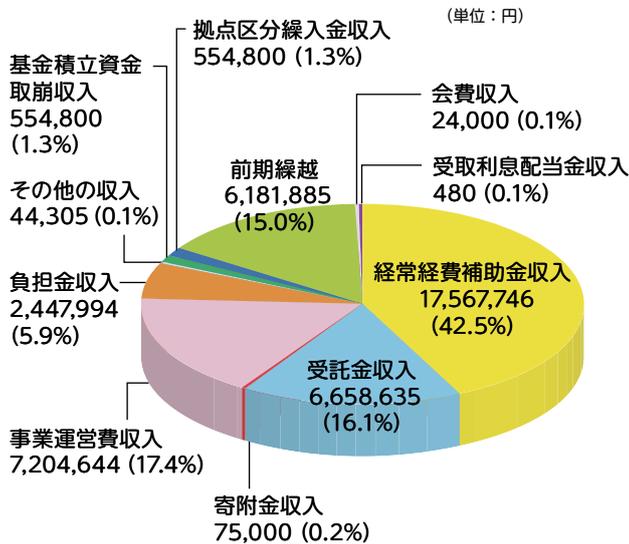
★サッカースクールは第2土曜日がふるさとづくり納涼夏まつりのためお休みです。詳しくはお問い合わせください。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

お問い合わせ ● さなごうちスポーツクラブ事務局 電話: 679-2855

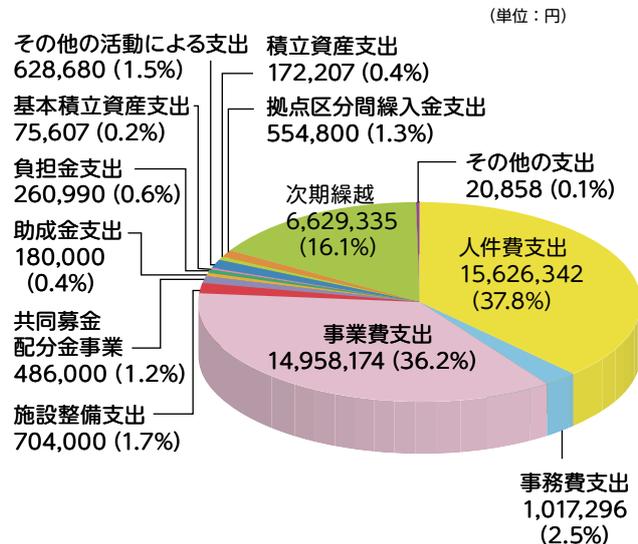
## 令和6年度 佐那河内村社会福祉協議会 一般会計決算

### 歳入



歳入合計額 41,314,289円

### 歳出



歳出合計額 41,314,289円

令和7年3月末 善意銀行残高 17,251,204円 令和6年度 預託件数 6件

### 歳出 事業費14,958,174円は次のような事業に使われています。

#### 地域福祉を推進するための事業



- 心配ごと相談に関する事業  
開設日 第2月曜日(祝日は次の日)
- 会食サービス事業(年10回 一人暮らし対象)
- 生活福祉資金に関する事業
- 年賀状の配布  
小中学生がひとり暮らし高齢者のみなさまへ毎年賀状を送っています。
- 高齢者大学
- 第11回佐那河内村社会福祉大会
- 訪問サービス事業
- 配食サービス事業
- 熱中症計の貸与
- 乳児おむつ助成事業
- 紙おむつ支給事業
- 単身高齢者訪問事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 障がい者社会参加事業  
障がい者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために創作教室を実施
- ボランティア推進
- 日常生活自立支援事業
- 学童保育  
登録児童数 46人  
延べ児童数 7,356人 開設日数262日/年間
- シルバー人材センター事業  
会員への配分金(6,674,356円)

## 献血車がまいります(400ml献血のみの受け付けとなります)

- 日時 令和7年7月23日(水)

採血場所	献血時間
佐那河内村役場	12:30~16:00

♪ 献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。

♪ より安全な献血のために、受け付け時に確認できるもの(免許証・保険証など)の提示をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。



## 6/3(火) 令和7年度佐那河内村老人クラブ連合会 定期総会・芸能発表会

村民体育館にて、老人クラブ連合会定期総会および芸能発表会を開催し、会員約90人が参加しました。総会終了後には、徳島平成病院の理学療法士、吉田祐司氏を講師にお迎えし、「食事・運動・睡眠がカギ！～今日から始める健康長寿習慣～」と題した講演会が開かれました。フレイル予防のポイントや日常生活の中で取り入れやすい運動について、実演を交えながら分かりやすく教えていただきました。

また、午後からの芸能発表会では、大正琴、カラオケ、コーラス、日本舞踊、講演と、それぞれ日頃の練習の成果をステージで披露しました。会場は大きな歓声と拍手につつまれ盛況の内に終了しました。



## 6/20(金) 友愛訪問員研修会

農業総合振興センター1階大会議室にて、友愛訪問員研修会を開催しました。

研修会には、徳島県老人クラブ連合会より那佐英昭氏を講師にお招きし、ご講演いただきました。一人暮らし高齢者の増加・孤立問題やみまもりサービスについて分かりやすく教えていただきました。

「友愛訪問員活動」は、老人クラブ連合会が取り組んでいる高齢者同士による見守り、助け合い活動です。研修会は毎年開催しています。

その後、各地区の友愛訪問員が見守りをかねてひとり暮らし高齢者宅を訪問し、粗品を配布しました。



## 善意銀行だより

### ● 藤原 晴彦様 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。



## ■ 空き家と相続の無料個別相談会を開催しました！



令和7年6月14日(出)、地域交流拠点「新家」で第1回空き家と相続の無料個別相談会を開催しました。4組の予約があり、それぞれ専門家に相談を受けられました。相続に関すること、住んでいない家の解体や利活用についてなど、何でも構いません。専門家に無料で相談できる機会はなかなかありませんので、ぜひこの機会をご活用ください。

**第2回は、令和7年8月23日(土)です。**



## ■ 新家でカイロプラクティック

地域交流拠点「新家」にて、月1回カイロプラクティックを行っています。

【こんなお悩みありませんか？】

- 頭痛・肩こり・腰痛が辛い
  - 姿勢・猫背が気になる
  - よく足をくむ・あぐらをかく
  - O脚・X脚が気になる
  - 下腹がポッコリ・痩せにくい
  - シミ・シワ・肌荒れが気になる
- etc



自分の身体を健康にできるのは自分自身!!ぜひこの機会に体験してみませんか？



## ■ 新家で村マルシェ開催します!!



### 令和7年8月11日 (月・祝) に、 地域交流拠点「新家」にて 村マルシェを開催します!

佐那河内 FAN SHOP otete (おてて) と三鷹市で長く愛された大人気スパイスカレー「草の実カレー」と初コラボします。徳島ではこの機会でもしか食べられない草の実カレー!

otete (おてて) が販売する、すだちスカッシュ、すだちビール、古代米甘酒もあります!



村内からは、カトレア、しゃくなげなどおなじみの出店に加え、

村のおっさん桑原豆腐店 (豆腐・豆腐ドーナツ)、青家&Mamatoko (米粉マフィン)、佐那の里 (小物・陶器) など村マルシェ初出店のお店が続々!

今回 2 回目の出店となるあわ月 (オーガニック商品)、AKATSUKI BASE (陶芸品、らくやきアート) の楽しいワークショップもありますので、ご家族やお友達と佐那河内村の“美味しい”“楽しい”を満喫しに来ませんか?

みなさまのご来場を心よりお待ちしております!



# 佐那河内村地域包括支援センターだより

7  
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日時	教室名	会場
7月22日(火) 10:00~13:00	健康料理教室	農振センター
8月1日(金) 13:30~15:00	音楽介護予防教室	農振センター
8月8日(金) 10:00~11:00	脳若トレーニング教室	農振センター
8月18日(月) 13:30~15:30	いきいき体操教室	農振センター

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

## 佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383

第112回

## 読み合い朗読会「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- 先月は学校の歴史を読み合いました。なので御年88歳の生のお声を届けましょう。昭和18年に小学校に入学。卒業は昭和24年です。ちょうど戦中戦後を体験した年代です。
- 東新町から宮前小学校に通学していた。校庭の半分は芋畑だった。お弁当も茹で芋だった。横取りされたこともあった。通学に友人たちと、籐(とう)の乳母車に乗りあって行った。坂は手を離されて怖い目も多々あった。(舗装されていない道をガタガタと行き合う情景が浮かびます) 学年は60人で男女に分かれたクラスだった。そのうち1割は疎開の子だった。佐那河内村から徳島市内が空襲で赤々としているのを見た。(それは7月4日。徳島・香川・高知を襲った大空襲でしょう) 生徒が竹やりでの練習はなかったけれど、各集落で婦人が大きな木の藁人形に向かって突いている姿を見た。カンパンも倉庫に沢山あったのを見た。学校には縄で編んだゾウリだったけれど、小学5年くらいにゴムゾウリになった。雨の日は下駄。メンコ、鬼ごっこ、将棋、陣取

りして遊んだ。終戦後も大人たちはミカンを植えて、その回りに芋も植えた。田んぼもあって、子どもらも手伝った。赤牛が農耕をしてくれて、肥料は牛糞と糞と草を発酵させた堆肥。人糞を八万の人が買いに来た。稲わらは牛の餌にもなった。  
●教えて下さった人は、小学2年生の時に、お母さまを肺病で亡くしています。滋養の為に煮詰めて作った芋飴を食べている姿を覚えているそうです。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。

次回の開催

第113回 8月4日(月) 19:30~20:30  
役 場 多目的スペース  
お問い合わせ:鈴木(090-2156-7935)

さなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

## 石南ひまわり句会

四月十七日 佐那河内村農振センター

靴から花片一つまた一つ

山田サキシロー

そこここと声をかけ合いわらび採り

西尾 武義

半ごろし摘みし蓬をたんと入れ

安喜 律子

活けてみる桜一輪マグカップ

坂田 小夜

御見合いかカーブミラーで百千鳥

丸野 幸枝

高らかに証書掲げる桜時

高橋 仁美



# 情報ボックス



月	日	行事名	場 所	時 間	持参物	
7月	16日(水)	ふれあい昼食会	農振センター	11:00~14:00		
	22日(火)	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌11:00		
		健康料理教室 対象者：健康づくりに関心のある人	農振センター 1階 大会議室	10:00~12:00	材料費200円、お米1合、エプロン、三角巾、マスク	
	28日(月)	粗大ゴミ（家電6品目・畳・布団類）の収集	追上駐車場	15:00~19:00		
	29日(火)	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌11:00		
8月	1日(金)	音楽介護予防教室	農振センター 1階 大会議室	13:30~15:00	飲み物など	
	4日(月)	心配ごと相談・行政相談 人権擁護相談	役場 相談室3	9:00~12:00		
	5日(火)	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌11:00		
	6日(水)	粗大ゴミ（木製品・プラスチック類・家電・金属・ガラス陶器など）の収集	追上駐車場	16:00~19:00		
	7日(木)	粗大ゴミ（木製品・プラスチック類・家電・金属・ガラス陶器など）の収集	追上駐車場	8:30~11:00		
	8日(金)	脳若トレーニング教室 対象者：65歳以上の人	農振センター 1階 大会議室	10:00~11:00		
	12日(火)	可燃ゴミ、古紙などの収集は業者が休みのため実施しません				
	13日(水)	第50回ふるさとづくり納涼夏まつり	中央運動公園	17:00~21:15		

## 人のうごき (敬称略)

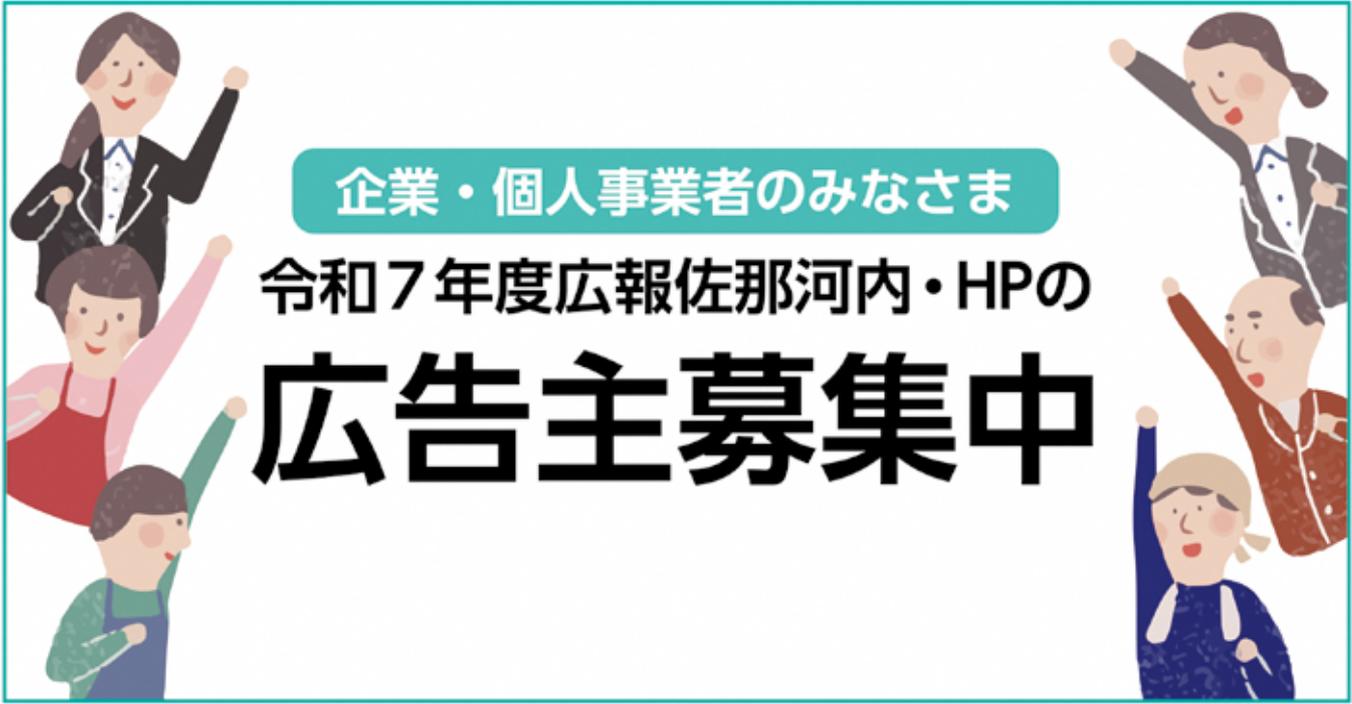
個人情報に関する内容のため削除しています

### 住民基本台帳登録数

令和7年6月末現在

[人 口] 2,067人 (-8)  
 [ 男 ] 1,008人 (-3)  
 [ 女 ] 1,059人 (-5)  
 [世帯数] 939 (-1)

※( )前月比



企業・個人事業者のみなさま

令和7年度広報佐那河内・HPの

# 広告主募集中



▲村ホームページ



@SANAGOCHISON\_OFFICIAL

Instagram

健康づくりの会（食生活改善推進委員）のおすすめレシピ

## No.172 豆腐団子入りすまし汁



### 材料(4人分)

木綿豆腐…………… 100g  
 白玉粉…………… 60g  
 豚肉…………… 80g  
 玉ねぎ…………… 1/3個  
 人参…………… 1/4本(40g)  
 しいたけ…………… 2枚(20g)  
 にら…………… 1~2本(16g)  
 だし汁…………… 600ml  
 薄口しょうゆ…………… 小さじ2  
 塩…………… 少々  
 おろし生姜…………… 適宜

### 作り方

- ①ボウルに豆腐と白玉粉を入れ、耳たぶくらいの硬さになるように混ぜ（硬いようであれば水を少し加える）、1人3個になるよう丸め、真中を凹ませ、茹でしておく。
- ②豚肉は一口大、玉ねぎはくし形に切る。人参は千切り、しいたけは軸を切り薄切り、にらは1cm長さに切る。
- ③鍋にだし汁、玉ねぎ、人参を入れ、一煮立ちしたら、しいたけと豚肉を入れ、あくを取る。
- ④調味料とにらと豆腐団子を入れ、沸いたら火を止める。器に注ぎ、好みでおろし生姜をのせる。

栄養成分	エネルギー	120kcal	タンパク質	6.6g
	脂質	3.2g	炭水化物	15.3g
	塩分	0.9g		

### ポイント

白玉に豆腐を加えることで、柔らかく、タンパク質もプラスできます。

各課直通  
電話番号

総務課 679-2113  
 企画政策課 679-2973  
 教育委員会 679-2817

産業環境課 679-2115  
 住民税務課 679-2114  
 消防センター 679-2136

議会事務局 679-2152  
 保育所 679-2217  
 救急要請 679-3999

健康福祉課 679-2971  
 建設課 679-2970